

# 取るべき税金を取らなかつた！

## “こんなことは納得できません”

### 税金不納欠損裁判」初公判 その1

甲良町税金不納欠損裁判」の初公判が3月26日開催。今後の審理の進め方などについて湯川弁護士・原告住民側代理人、被告・町側代理人とで協議が交わされ、山田裕康議員、西澤議員が冒頭陳述をおこないました。西澤議員の陳述を数回に分けて紹介します 小見出しは編集者。

### 税は公平・公正に課税も徴収も

私たち原告18人は、以下で述べる理由により訴訟に訴えてもあたりまえの町政・甲良町に、一歩でも戻したい、この強い思いから、住民監査請求から訴訟へと進むことにしました。

まず、何よりも、税金は公平・公正に課税され、偏ることなく賦課に基づき徴収される、これは法律に基づくあたりまえの行政事務だと、信じています。

ところが、甲良町では、この当たり前の行政事務が通用しない現状が蔓延しているのです。この象徴的な事案が、今回私たちが提起した「疑惑だらけの不納欠損」です。

その「疑惑だらけ」の理由を以下のように述べます。

I、甲良町公金着服事件に関する報告「お詫び」と題する平成30年11月15日付、野瀬町長の行政報告書 ㊦4 4ページ)の中で述べていることが、いかに課税庁の義務から外れ、税の公平公正を踏み外し、恥じることがないものとして指弾されなければなりません。

### 町長 徴収する

#### と混乱」???

「公金着服事件

の発覚以前の未納金については、すべてが着服の疑いがあると思われるため、徴収事務を行うことにより混乱を招く恐れがあると考えストップしていました。このことにより税法の規定により不納欠損に至ったことにつきましても・・・と述べお詫びしてはいますが、以下のような重大なすり替え、ごまかしがあります。町は、着服事件発覚以来、税務課の収納データ

に複雑で無数の「充て込み」の形跡が見つかり、その未納金が着服された税金の可能性があると報告していました。公金着服事件の発覚以前の未納金については、すべてが着服の疑いがある」からこそ、当時の町長以下、税務課長、税務課職員あげて、発覚以前の未納金」は、着服額か」真の未納か」どちらとも判断つかないか」との分類に区分けする精査作業に集中していたのです。ですから、当時すべてが着服の疑い」をもって、短絡的に「未納金の徴収」そのものを「ストップさせる」という方針は、議会に示されたことはありません。

### 証拠を確認すればわかること

私が「未納通知」を受けた納税者から相談されたケースは3件です。一時的に混乱しましたが、領収書等を確認すれば判明できました。

次回につづく」

### 甲良町税金不納欠損裁判 とは？

平成28年度、29年度の決算期に甲良町が合計約2,569万円(平成16年度から27年度にわたる延べ599人分の町税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)を徴収する権利(債権)を放棄した行為は町行政の怠慢にあたり不当・不法だと主張。18人の町民が野瀬喜久男町長に対し、野瀬氏も含め北川豊昭前町長、大橋久和前副町長らに約2,569万円の損害額を補てんすることを求め起こした(平成31年1月21日)裁判。

## 甲良民報

2019年4月28日 757号  
発行責任：日本共産党甲良町議員  
連絡：甲良町在士373(西澤)  
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。 ☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123 松元たけし 38-3875

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】